

【論文】

ベネフィット・コーポレーションの展開と課題

Current Implications and Prospective Problems of Benefit Corporation

鈴木 由紀子
Suzuki Yukiko

<目次>

- 1 はじめに
- 2 企業による社会的課題の取り組みの動向
- 3 社会的課題の解決を担う組織
 - 3-1 社会的企業
 - 3-2 非営利組織
 - 3-3 営利組織
- 4 ベネフィット・コーポレーションの現状
 - 4-1 ベネフィット・コーポレーションとは
 - 4-2 ベネフィット・コーポレーションの法的な背景の議論
 - 4-3 Ben & Jerry's Homemade, Inc.のケース
 - 4-4 ベネフィット・コーポレーションと認証Bコーポレーション
- 5 ベネフィット・コーポレーションの課題と日本への示唆
 - 5-1 ベネフィット・コーポレーションの課題
 - 5-2 日本への示唆
- 6 むすびにかえて

(要旨)

近年、国際機関や行政機関だけでなく、より良い世界や社会を構築する上で、企業にも積極的な社会への貢献を期待する動きがみられる。これらに応え、企業側もCSRとして大企業を中心にさまざまな社会貢献的な活動を行っている。

一般的に社会的課題の解決を担う組織は社会的企業と捉えられ、非営利組織、営利組織の両方の法的形態がある。しかし、前者において、事業の安定性や拡大をめざす上での制約や、後者においては株主第一原則のもとでどこまでCSRに取り組めるのかという課題がある。

それらを克服するために、近年の欧米において、社会的課題の解決の取り組みを企業の副次的なCSR活動として行うのではなく、企業目的そのものとして掲げ営利を追求するハイブリッド型組織が注目されつつある。

本稿では、特にアメリカ合衆国(以下、米国)で設立されるようになった企業形態であるベネフィット・コーポレーション(Benefit Corporation:以下BC)に焦点をあてる。

これは、各州法で設立されるものであるが、民間の非営利組織での認証制度を利用した Certified B Corporation も存在する。

株主第一原則を特徴とする米国で、BCが要請された背景を踏まえ、その現状と課題を探る。それをもとに、今後の日本における企業による社会的課題の解決の取り組みへのインプリケーションを検討した。

1. はじめに

環境問題、貧困や格差問題などのさまざまな社会問題が蔓延している中で、それらの解決の担い手として、国際機関や行政、自治体をはじめ、NGO/NPOの非営利組織¹⁾などがあげられる。これらに加え、営利組織である企業も企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility:以下CSR)としてさまざまな社会貢献活動を行うようになってきている。

本稿では、企業が行う社会的課題の解決の取り組みを、企業内での副次的なCSR活動として行うのではなく、企業目的そのものとして掲げ営利も追求するハイブリッド型組織であるベネフィット・コーポレーション (Benefit Corporation:以下BC)に注目する。これは、近年、米国で設立されるようになった企業形態である。

もちろん、これまでの社会的企業の中にも株式会社形態をとりながら、社会的課題の解決を目指してきた企業も存在する。

ここでは、社会的課題の解決を行おうとする非営利組織と営利組織のそれぞれの現状と課題を検討し、ハイブリッド型企業が求められる理由を明らかにする。つぎに、米国におけるBCの現状と課題を探る。以上から、今後の日本における企業による社会的課題の解決へのインプリケーションを得ることを目的とする。

2. 企業による社会的課題への取り組みの動向

近年、先進国では企業に求められる役割も変化しつつある。消費者に必要とされる製品やサービスを提供する本業の活動を行うだけでなく、世界的な環境問題、貧困や格差問題などの社会問題に何らかの貢献をするように求められている。

国際機関や行政機関だけでなく、より良い世界や社会を構築する上で、企業にも積極的な社会への貢献を期待する動きがみられる。それらの期待に対して応えていこうとする経済界の動きも一方である。代表的なものとして、米国の食品スーパーのWhole Foods Market, Inc.の共同創業者John MackeyがConscious Capitalism「意識の高い資本主義」を提唱し1つの運動となっている。

また、Microsoft CorporationのBill Gatesが2008年のダボス会議のスピーチの中でCreative Capitalism「創造的資本主義」という言葉を提唱し、これまでの資本主義の質的展開を必要とすることを指摘する。

上記のような流れの中で、近年、CSRを企業戦略と関連付けて、企業が社会的価値を創造することで経済的価値を創造できるとする「共有価値の創造 (Creating Shared Value, 以下CSV)」²⁾として論じられるようになってきている。

また、世界的な貧困問題に対して、企業が発展途上国の貧困層とパートナーを組み、イノベーションを起こし、持続可能なWin-Winのシナリオを達成するというBOP (Bottom of

Pyramid or Base of Pyramid)³⁾ 戦略に取り組む多国籍企業も見られるようになっている。

このような経済界にみられる動きの中で、事業継続のために一定の利益を上げることを前提としつつも、地域・社会のための公益を増進することを主眼とする社会的企業が制度化されるようになっている。英国では、2006年にCIC (Community Interest Company)、米国では本稿で述べるBCやL3C (low-profit limited liability company) など、ドイツでは、2013年に公益有限責任会社 (Gemeinnützige GmbH, gGmbH) または公益企業会社 (Gemeinnützige Unternehmergeellschaft, gUG)、フランスでは、2014年にSCIC (Société Coopérative d'Intérêt Collectif)、ESS (Economie sociale et solidaire) があげられる⁴⁾。

これらの中で、BCは経済的利益の追求と社会的利益を追求することを目的とした新たな企業形態であり、社会から求められている課題解決に各企業が重要と位置づける関連する社会的価値と、経済的価値を生み出すことをめざしたものである。株主の利益を第一原則とする株式会社形態でありながら、CSR活動を行うこと、つまり社会的価値を生み出すことを妨げないようにすることを目指したものである。

3. 社会的課題の解決を担う組織

3-1 社会的企業

これまで社会的課題の解決を担う組織はとして、日本でも様々な社会的企業が事業活動を行ってきた。

谷本は、ソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)についての基本的特徴として、「社会性」社会的ミッション (social mission)、「事業性」社会的事業体 (social business)、「革新性」ソーシャル・イノベーション (social innovation) の3点をあげる⁵⁾。ただし、社会的企業とは、特定の法的形態を指すのではなく、様々な法人形態がある。

内閣府の調査においては、公的な補助金や保険制度との関連を考慮に入れ、社会的企業の条件は以下の7つ(全て満たすもの)として調査が行われている⁶⁾。

- ① 「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ② 事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③ 利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する(営利法人のみの条件)
- ④ 利潤のうち出資者・株主に配当される割合が50%以下である(営利法人のみの条件)
- ⑤ 事業収益の合計は収益全体の50%以上である
- ⑥ 事業収益のうち公的保険(医療・介護等)からの収益は50%以下である
- ⑦ 事業収益(補助金・会費・寄附以外の収益)のうち行政からの委託事業収益は50%以下である

つまり、事業活動を通じて社会的課題の解決を目指し、収益をあげても一定割合以下の分配しかせず、公的な補助金や保険の割合によって社会的企業の基準を規定しようとするものである。

谷本は、社会的課題に取り組む主体の法的な形態が様々なことから、NPO法人、社会福祉法人などの非営利組織形態と、営利組織形態としては、株式会社/有限会社の中での社会志向型企业と、CSRを企業の社会的事業として行っている形態をあげる。その間に中間法人や協同組合があると⁷⁾。

実際の社会的企業の組織形態は、株式会社や有限会社形態の中小企業、一般財団法人、

一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人などさまざまな法的形態がある。

社会的企業については、内閣府の委託調査⁸⁾によると、表1(本稿の最後に添付)のとおり、中小営利法人全体でみると、社会的企業は18.7万社であり、収益合計は57.4兆円、付加価値額は15.0兆円である。社団法人・財団法人の社会的企業数は5,000社強であり、収益合計は4.2兆円、付加価値額は0.9兆円となっている。特定非営利活動法人については、社会的企業が約1.3万社、収益合計が約4,000億円、付加価値額は約1,000億円である。

これを、社会的企業の基準をより厳しくした場合⁹⁾が表2(本稿の最後に添付)のとおりで、中小営利法人約3万社と6分の1以下となり、社団法人・財団法人が約3,000社と限定され、特定非営利活動法人は変わらない結果となっている。

これら社会的企業の日本経済に占める割合(表1の基準)は、企業数20.5万社、対経済全体11.8%、付加価値額16.0兆円、対経済全体3.3%、有給職員数577.6万人、対経済全体10.3%となっている状況である¹⁰⁾。今後は、厳しい財政状況による行政サービスの規模縮小などから、環境、教育、コミュニティ開発、介護等での社会的企業へ役割は増えてくることが予想される。

3-2 非営利組織

日本では、社会的課題の解決を担う組織とは特定非営利活動法人、一般にはNGOやNPOと捉えられる。特定非営利活動促進法が平成10年12月施行され、活動の内容は限定されているものの、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした特定非営利活動法人が数多く設立されるようになった。平成28年度10月末では、認証法人数51,343、認定法人数 976となっている¹¹⁾。

活動分野別にみると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」、「まちづくりの推進を図る活動」が、平成10年から平成24年にかけて変わらずにトップにきている¹²⁾。

非営利組織による社会的課題の解決は、その設立目的にその価値理念が体现され、その実現に向かって活動がなされる。

しかしながら、非営利であるが故の組織としての脆弱性がある。まず、継続的な拠出が保証されない寄付金などを事業資金にあてることによる組織として不安定性や、収益が上がったとしても分配制限などから、一般の投資家を引き付けることは難しい。したがって、事業規模の拡大は、融資や補助金に頼らざるを得ないため容易ではない。

資金提供者にとっても認証法人への提供は、認定法人と違い、税制面での優遇措置がないなどがあげられる¹³⁾。

また、財政基盤が脆弱ということでスタッフに対する報酬は高額にはできず、効率性を上げるインセンティブが心的な満足に限定されてしまうため、サービスの質を確保することが難しい。

さらに公益性の観点から行政からの補助金などを受けるため、事業活動に対するさまざまな規制や義務が生じ、活動に一定の制約が加わることがある。

3-3 営利組織

先述のとおり、社会的企業の中で、中小営利法人は、事業者数、収益、付加価値額などの面で他の組織形態に比べ圧倒的に多かった。

社会的課題の解決をめざす営利組織としては、株式会社、有限会社、合同会社形態などがあげられるが、会社形態の発展プロセスで、株式会社形態は間接有限責任制により社会の遊休資本をうすく広く集めることができ、利潤追求を目的とすることから効率性を重視した事業運営がなされる。

ただし、株主第一原則のもとでは、社会的価値の実現よりも株主利益が優先され、本来めざしていた社会的価値の増大の活動に制限が生まれることがある。(4-2で詳述する。)

このような非営利組織と営利組織のそれぞれの問題から、社会的企業家は事業理念を堅持させながら、事業の継続性や拡大に向けて効率性を重視し機動力があり、非営利組織にともなう財政的脆弱性を回避するために、経済的利益を追求するハイブリッド型企業を志向するといえる。

4 ベネフィット・コーポレーションの現状

4-1 ベネフィット・コーポレーションとは

BCは、社会志向型企業が、株式会社形態にともなう制約を克服し、より社会志向の経営理念を鮮明にし、それをアピールする意味で採用した企業形態といえる。

経営者がCSRを果たし、会社の目的を株主の利益の最大化のみでなく、社会に対して便益をもたらすことをも目的とする新たな組織形態である。

新しいハイブリッドの法律形態としては、本稿ではBCを取り上げるが、米国では他にもLow-Profit Limited Liability Companies (L3Cs), Social Purpose Corporations (SPCs), Flexible Purpose Corporations (FPCs) などがある。その中でBCが、他の社会的ハイブリッド形態と比較して、より成功してきたとされる¹⁴⁾。

BCは、米国の各州法によって認可される新たな企業形態であるが、非営利組織の認証を受けた認証Bコーポレーション (Certified B Corporation: 以下B Corp) が別に存在する。

これらの企業形態は、株式会社形態の営利組織でありながら、CSR活動を行うこと、つまり社会的価値を生み出すことを可能とするものである。

「社会的目的をビジネスの方式に統合する新しい領域」とされ、伝統的な3部門すなわち企業/経済、政府/公共政策、市民社会の3部門に、さらに登場した第4部門と位置づけられる¹⁵⁾。

4-2 ベネフィット・コーポレーションの法的な背景の議論

BCが作られるようになった背景には、株式会社の目的は何かという問いが存在している。米国において株主の利益を最大化するという原則に関わる議論は、長い歴史がある。企業が活動を行う上でのこの株主第一原則は最も優先されるべき原則として位置づけられてきた¹⁶⁾。

1919年のDodge v. Fordのデラウェア裁判所の判決では、株式会社 (business corporation) は株主の利益のために第一に組織され運営されるという裁定であった¹⁷⁾。

1953年の A.P. Smith Manufacturing Corp. v. Barlowのニュージャージー州最高裁判所の判決では、会社の慈善的寄付行為が法的に認められた。株式会社がCSRを果たすことに対して直接的な利益が会社にもたらされなくても法的に認められるようになった¹⁸⁾。

さらに、経営者に対するbusiness judgement rule (経営判断の原則) は、株式会社の最良の利益の決定であるような善良で忠実な信念のもとで、情報が与えられ行動することを求め

ながら、取締役が通常の経営の意思決定のための満たすべき相対的にゆるやかな基準となっている¹⁹⁾。

また、1990年代に多くの州で、constituency statutes(利害関係者法)が規定され、取締役に、fiduciary duties(信任義務)を果たす上で、株主の単なる利益の最大化よりもより広い利益を考慮することを認め、33州で採用されている²⁰⁾。これは、取締役の考慮を許容的なものとしているのに対し、後述するBC法は、その考慮を義務付けている²¹⁾。

しかしながら、米国において1980年代半ばの敵対的買収の防衛策の判例や2010年のeBay Domestic Holdings Inc. v. Newmarkなどで示されたように株主第一原則は株式会社の考え方であり続け、会社法の原理の範囲の認識は、ビジネスの慣行や事業環境に影響を与え続けている²²⁾。

4.3 Ben & Jerry's Homemade, Inc.のケース

BCという新しい企業形態が望まれるようになったきっかけの1つにBen & Jerry's Homemade, Inc.(以下、B & J)がユニリーバ(Unilever)に買収された経緯が影響している。

B & Jは1978年にバーモント州バーリントンでBen CohenとJerry Greenfieldによって創業されたアイスクリーム・メーカーである。

その特徴として、使用する原材料をフェアトレードで調達し、社会的困窮者を積極的に雇用するサプライヤーと取引をし、環境や動物に配慮した原材料を調達する企業である。さらに、Ben & Jerry's財団を設立し、財団に税引前利益の7.5%を寄付している。profits と peopleのDouble Bottom Lineを掲げている社会的企業である。

1984年に新工場建設のため、地元バーモント州の住民のみに株式公開し、さらに1985年NASDAQに上場した。

しかしながら、Page and Katz²³⁾によれば、1990年代半ばから健康志向の高まりでB & Jの業績は低迷し株価も1993年の\$33.75から1999年には\$17に下落した。

ライバル会社のDreyer'sが\$38の買収価格を提示したため、創業者の一人Cohenは\$38でLBOを行おうと考えるが他の株主の反対にあい断念した。2000年4月11日にユニリーバの\$43.60の買収を受け入れ、その傘下に入る完全子会社となった。ユニリーバ自体ももともとCSR活動に積極的な多国籍企業の1つであるため、B & Jがユニリーバの1つのブランドになった後にも、従来のB & Jの社会的価値を重視した経営は維持され、かえってユニリーバのもとで、B & Jの経営理念はグローバルな事業展開にともないに普及することになり、一方でユニリーバにとっては、社会や環境に配慮したブランドを揃えることになった。2012年にB & Jは後述するB Corpとなる。

4.4 ベネフィット・コーポレーションと認証Bコーポレーション

① ベネフィット・コーポレーション

BCの第一の特徴は、株主への利益をもたらす責任に加え、公益を追求することを法的に義務化されていることである²⁴⁾。

メリーランド、ペンシルベニア、バーモント、ニュージャージー、バージニア、カリフォルニア、ハワイなど31州、審議中7州(ワシントンD.C.を含む)²⁵⁾で新しい企業形態として認可され、定款にBCであると明記することになっている。

非営利組織のような税制上の優遇措置はなく、以下のような共通した3つの主要な規定が

ある。

- 1) 社会や環境に実質的なプラスの影響をもたらす企業目的
- 2) 非財務的利益の考慮を求める取締役の拡大された信託義務
- 3) 包括的、信頼性のある、独立した、透明性のある第三者機関の基準に照らしてすべての社会的かつ環境的業績を報告する義務

取り組む内容は、制定している各州法に共通しているものとして、環境の保持、雇用の創出、芸術や科学の促進、公衆の健康、公益目的の事業体の資本フローの増加などの特定の公益を組み合わせた総合的な公益を増進することである。

② 認証 B コーポレーション

B Corpは、非営利組織のB Labの社会と環境に関する業績、説明責任、透明性の厳格な基準に適合することを認証された企業であり、定款にB Corpの理念に沿い、利害関係者の利益を配慮することを明記するものである。

B Labは2006年に創立され、内国歳入庁 (IRS : Internal Revenue Services) が規定する501条 (c) 項(3)号団体の非営利組織である。

共同創業者は、Jay Coen Gilbert, Bart Houlahan, Andrew Kassoy, であり、社会問題、環境問題を解決するためにビジネスの力をいようとする企業家のグローバルな運動を推進する組織である。

B Labは、BC関連の各州法の成立に向けての法的インフラを提供し、一定の割合で顧客、有能な人々、資本を引き付けることを支援し、認証 (Certified B Lab) 、各州の法制化の促進 (Passing legislation) 、格付け・分析 (GIIRS Ratings & Analytics) を行い、2007年6月8日に最初の認証を行った。

B Corp は、2014年3月の時点で、987社、32カ国、60業種であったが、2016年には1953社、50ヶ国、130業種に拡大している²⁶⁾。

国別では、米国937社、カナダ161社、オーストラリア124社、英国76社、オランダ50社、ブラジル49社、イタリア27社、ドイツ20社、フランス20社、台湾15社、日本2社である (2016年11月21日時点)。米国内の州別では、多い州はカリフォルニア州234社、ニューヨーク州116社である。

どのような産業分野の企業が含まれているかは、食品・飲料、建設、健康・美容、その他の消費財、アパレル、非消費財、医療などである。

B Corpとして認証を受けた企業の特徴として、(数値は、高いものばかりではないが、取り組んでいる企業の割合を示している) 通常の企業と比べて以下のような点に力を入れている²⁷⁾。

*コミュニティの生活の質の改善

慈善事業への利益の少なくとも10%を寄付 68%

現場での再生エネルギーの利用 47%

低所得層のサプライヤーの利用 18%

*労働者のための高い質の仕事の創造

従業員の健康保険の一部を負担 55%

非役員へのボーナスの支給 45%

女性やマイノリティの経営への参加 28%

B Corp (Certified B Corps) と BC (Benefit Corporations) の違いについては、表3に示したとおりである。いずれも説明責任、透明性が求められているが、B Corpの方が報告を義務付けられ、BCは企業に任されている。

利用可能性について、BCが関連法の制定されている州ごとの設立になるのに対し、B Corpは世界中のあらゆる企業が利用できる。ただし、申請費用が事業規模によってB Corpは高額になるのに対し、BCの方は限度が低額に定められている。

5 ベネフィット・コーポレーションの課題と日本への示唆

5-1 ベネフィット・コーポレーションの課題

① BCの課題

BCのような新しい社会的ハイブリッド部門の形成は、社会的使命を有する営利企業に柔軟性を提供する方法の1つとして見なされうるという点で、現行の営利企業の部門の拡張として見なされうるものである²⁸⁾。その意味で、Rawhouser et al. (2015)によれば、BCの課題としては以下のようなことが指摘されている。

第三者機関の基準によって評価される果たすべき特定の公益の項目には正確さがなく、求められる便益が従来の企業が行ってきたものとの違いがはっきりしない。

さらに、「特定の公益」目標に共通性があることは特定のBCの形態に促されているような意図がある。

BCは課税されるので、同じ内容の公益を促進させるが、税金をもたささない非営利の法的形態を危うくさせるかもしれない。

さらに、法律によって、ある企業を「善」と表示することによって、その他は「悪」として理解されるかもしれないなどが指摘されている²⁹⁾。

透明性という点で、第三者基準による社会的・環境的評価の公開報告書の発行の義務となっているが、あくまで自主的な報告となっているので、継続性と正確性が担保されるかが課題といえる。

BCは一般市民のためではなく会社のためのCSRのプロセスをコントロールする会社中心の組織であると批判されてきた³⁰⁾。

② B Corpの課題

B Corpのみならず、他の認証制度に関してもよく言われることでもあるが、「認証ビジネス」、特にB Labによって社会的企業が利用されているのではないかという面がある。

この点に関して、先述のとおり、B Corpの数はわずか2年間で2倍以上と急速に増加しているが、認証の手続きや正確性が担保できているのかどうかを精査する必要があるといえる。申請企業が世界中にわたることから、B Impactという評価が提出された書類のみで行われているとすれば形式的な評価とならざるを得ない。

さらに、B Lab側にすれば急速な申請企業数の増加によって、手数料収入の増加、さらにその注目度の高さと重要性をアピールすることになる。申請企業側にとっても、「良い企業」であることを簡単にアピールすることができるという認証機関側と企業側の両者にとってメリットがあるといえる。このような点が「認証ビジネス」と批判される理由の1つとなっている。

③ BCとB Corp 共通の課題

ISOのCSRに関するガイドラインISO26000の発行でもみられたが、「社会的」項目というのは人々の習慣，国の経済，文化，政治体制，法制度などの状況の影響を受けるため，画一的な基準を設定することができない。それ故，基準を明確に規定する第三者認証ではなく，あくまで指針としての発行となった。

同様に，BCとB Corpの共通の課題は，CSRに関連する項目はサービスに関わる質的なものが多く，その成果を客観的に測ることは難しいことである。

5-2 日本への示唆

日本においても，多様な社会的問題の広がりにともない，公益の担い手が行政政府や地方自治体だけでは十分でなくなりつつある現在，非営利組織，営利組織ともに社会的企業が増えつつある。日本にはB Labのアセスメントを受けた事業者が3社(2016年12月24日時点)ある³¹⁾。さらに，B Corpではないが，後述するようにそれに類似した発想の企業が存在する³²⁾。ここでは，日本のこれからの社会的企業への示唆を2点ほど指摘しておきたい。

第1に，社会的課題の解決に取り組む非営利組織の事業の継続性や拡大のための資金調達上の問題を克服するために，日本にも社会的価値と経済的価値を同時に追求するハイブリッド型の企業形態を設ければ十分かということ，必ずしもそうとは言えない。

日本の学術界，経済界において，CSR，企業倫理，企業の社会貢献も，概念的には一定の広がりを見せているが，実際面での対応や実践となると十分とは言えない。特に，社会的企業の資金調達に直接的に関わる社会的責任投資(socially responsible investment)³³⁾の動向が，米国などとは大きな開きがある。キリスト教的な博愛の精神に基づく寄付行為についての考え方や伝統の違いといったものもあるといえる。

実務面でいうと，社会的企業の事業は質的なものも多く客観的な評価が困難なため，「ベンチャーキャピタルや年金基金等の一般的な機関投資家からの資金調達は困難であり，基盤となる資金供給源として，コミュニティ開発金融機関(community development financial institution)，財団，社会的動機を持つ個人投資家やファンド，政府資金等のいわゆる『寛容な資本(patient capital)』の供給者の成長を促す環境整備」³⁴⁾が必要となることが指摘されている。

第2に，営利組織，特に株式会社形態での公益の追求の制約という問題である。日本の会社法では，第百五条第一項で株主の権利として，一，剰余金の配当を受ける権利，二，残余財産の分配を受ける権利，三，株主総会における議決権が定められ，第二項で「株主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは，その効力を有しない」と規定されており，株式会社形態において，分配制限はとることはできない。

そのような中，「営利組織に分類される株式会社という組織選択をし，定款において分配制限を付けることで『所有と分配の分離』を実践している」まちづくりをミッションにした「非営利型株式会社」が設立された事例が報告されている³⁵⁾。

日本では非営利型株式会社自体が法的に存在しないので，「法律で定める組織形態ではないため，あくまで定款に，株式所有制限，配当制限を記載することで成立する」³⁶⁾ものとされている。法的には，配当請求権を拒否できないこと，出資者の善意と協力を期待するしかないことが課題としてあげられている。ただし，この事例は，官民連携のシェアオフィ

ス事業であり、コミュニティ・ビジネスの1つであるが、今後「地方創生」や地域活性化が重視される中、モデルケースになりうるものである。

最後に、ハイブリッド型企业としてのBCという新たな形態は設立されて10年未満であり、BCとB Corpの課題も種々あり、長期的な影響は未だ測り知れないが、これらは今後の日本の社会的企業のあり方に1つの選択肢を与えていくことになるであろう。

6 むすびにかえて

日本においても、他の欧米の先進国と同様、これまで政府・自治体の取り扱う範囲とされてきた環境、労働、教育、健康・介護などの分野で、営利組織、非営利組織を問わず社会的企業が増えつつある。

本稿では、近年、米国で設立されるようになった企業形態であり、社会的課題の解決の取り組みを企業目的として掲げ、営利も追求するハイブリッド型組織であるBCに焦点をあててきた。

それは、課題もあり、長期的な影響は未知数であるが、より良い社会へ向けての「民」の動きといえる。B Corpについては、認証ビジネスという批判もあるが、一定の波及効果がみられる。その一つとして、B Corpの認証は、一部を除き中小規模の企業が主となっているので、これを大企業に適応することを目的として、栄養、健康増進に関する取り組みを行っている多国籍企業のDanoneは、B Labと多国籍企業の認証の方法に関する提携を結び、多国籍企業向けの認証システムを作りつつある³⁷⁾。

本稿では、BCの設立の背景、枠組み、課題と日本への若干の示唆をまとめることに止まっている。日本ではBCに関して学問的研究は未だ少なく、企業法からの研究がされつつあるだけである。今後、CSRの動向と合わせながら、経営学の観点から、その実態と影響を考察していく必要がある。

表 1 法人形態別社会的企業（マクロ推計結果）

法人形態	マクロ推計									
	社会的企業数(社)	社会的企業の収益合計(兆円)	社会的企業の事業収益(兆円)	付加価値額(兆円)	社会的企業の人件費(兆円)	社会的企業の有給職員数(万人)	社会的企業の常勤有給職員数(万人)	社会的企業のボランティア数(万人)		
中小当利法人合計	187,181	57.4	56.5	15.0	21.1	546.2	328.7	9.1		
合計	不動産業	28,273	6.2	5.6	2.3	0.6	27.7	15.2	0.0	
	飲食店、宿泊業	7,933	0.8	0.8	0.4	0.4	29.3	9.1	0.0	
	医療、福祉	3,085	0.3	0.3	0.2	0.1	5.6	2.8	0.1	
	教育、学習支援業	5,163	0.6	0.6	0.3	0.4	12.5	6.4	0.1	
	サービス業(その他)	74,313	32.7	32.5	7.3	12.9	341.0	177.0	9.0	
	その他産業	68,414	16.8	16.7	4.6	6.6	130.1	118.3	0.0	
	常勤有給職員20人以下	不動産業	26,318	5.4	4.8	2.0	0.4	10.9	9.1	0.0
		飲食店、宿泊業	7,386	0.6	0.6	0.3	0.3	24.4	6.8	0.0
		医療、福祉	2,729	0.3	0.2	0.1	0.1	4.0	1.7	0.0
		教育、学習支援業	4,504	0.4	0.4	0.2	0.3	7.1	3.2	0.1
		サービス業(その他)	59,125	17.9	17.7	3.9	7.7	107.4	30.5	5.9
		その他産業	56,812	9.8	9.8	2.7	1.8	54.0	44.0	0.0
	常勤有給職員21人以上	不動産業	1,955	0.8	0.7	0.3	0.3	16.8	6.1	0.0
		飲食店、宿泊業	547	0.2	0.2	0.1	0.1	4.9	2.2	0.0
		医療、福祉	356	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.1	0.0
教育、学習支援業		659	0.2	0.2	0.1	0.1	5.4	3.2	0.0	
サービス業(その他)		15,188	14.8	14.8	3.3	5.2	233.6	146.4	3.0	
その他産業		11,602	7.0	6.9	1.9	4.8	76.1	74.3	0.0	
社団法人・財団法人	5,227	4.2	3.9	0.9	1.0	21.5	18.6	13.6		
合計	公益社団法人	1,583	0.4	0.3	0.1	0.1	2.1	1.5	5.8	
	公益財団法人	906	1.2	1.1	0.3	0.2	4.3	3.3	6.4	
	常勤職員9人以下	1,127	0.2	0.2	0.0	0.0	0.6	0.5	4.3	
	公益社団法人	383	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	
	常勤職員10人以上	456	0.2	0.2	0.0	0.1	1.5	1.0	1.6	
	公益財団法人	523	0.9	0.8	0.2	0.2	4.2	3.2	6.2	
	一般社団法人	1,662	0.6	0.6	0.1	0.2	5.3	4.7	1.2	
	一般財団法人	1,076	1.9	1.8	0.4	0.4	9.8	9.1	0.2	
	特定非営利活動法人	12,825	0.4	0.3	0.1	0.1	9.9	4.3	620.3	
	合計	205,232	62.0	60.7	16.0	22.2	577.6	351.6	643.0	

出所：内閣府委託調査『我が国における社会的企業の活動規模に関する調査報告書』平成 27 年 3 月三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社、31 ページ
<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27-kigyou-jittai-chousa-all.pdf> 平成 28 年 12 月 26 日

表 2 法人形態別社会的企業（マクロ推計結果，社会的基準を厳しくした場合）

法人形態	マクロ推計									
	社会的企業数(社)	社会的企業の収益合計(兆円)	社会的企業の事業収益(兆円)	付加価値額(兆円)	社会的企業の人件費(兆円)	社会的企業の有給職員数(万人)	社会的企業の常勤有給職員数(万人)	社会的企業のボランティア数(万人)		
中小当利法人合計	29,632	16.0	15.8	3.9	6.5	136.5	72.5	6.0		
合計	不動産業	2,024	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	
	飲食店、宿泊業	1,956	0.1	0.1	0.1	0.1	4.1	3.2	0.0	
	医療、福祉	348	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.4	0.0	
	教育、学習支援業	1,387	0.1	0.1	0.0	0.1	3.7	1.6	0.1	
	サービス業(その他)	9,854	9.5	9.3	2.1	3.1	59.1	0.0	5.9	
	その他産業	14,062	6.2	6.2	1.7	3.2	68.1	66.7	0.0	
	常勤有給職員20人以下	不動産業	2,024	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0
		飲食店、宿泊業	1,846	0.1	0.1	0.1	0.1	3.7	2.8	0.0
		医療、福祉	303	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.0
		教育、学習支援業	1,168	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.5	0.1
		サービス業(その他)	9,854	9.5	9.3	2.1	3.1	59.1	0.0	5.9
		その他産業	7,102	0.6	0.6	0.2	0.4	5.0	5.0	0.0
	常勤有給職員21人以上	不動産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		飲食店、宿泊業	109	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0
		医療、福祉	44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0
教育、学習支援業		220	0.1	0.1	0.0	0.0	2.4	1.1	0.0	
サービス業(その他)		0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他産業		6,961	5.6	5.5	1.5	2.7	63.1	61.7	0.0	
社団法人・財団法人	2,999	1.9	1.7	0.4	0.5	10.7	8.7	12.4		
合計	公益社団法人	1,076	0.3	0.3	0.1	0.1	1.5	1.0	5.2	
	公益財団法人	680	0.9	0.9	0.2	0.2	3.4	2.6	6.2	
	常勤職員9人以下	741	0.1	0.1	0.0	0.0	0.4	0.4	3.7	
	公益社団法人	332	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	
	常勤職員10人以上	334	0.2	0.1	0.0	0.0	1.1	0.7	1.4	
	公益財団法人	349	0.6	0.5	0.1	0.1	3.2	2.5	6.0	
	一般社団法人	752	0.5	0.4	0.1	0.2	4.0	3.7	0.9	
	一般財団法人	491	0.3	0.2	0.1	0.1	1.8	1.4	0.1	
	特定非営利活動法人	12,825	0.4	0.3	0.1	0.1	9.9	4.3	620.3	
	合計	45,456	18.3	17.8	4.4	7.2	157.1	85.5	638.7	

出所：内閣府委託調査『我が国における社会的企業の活動規模に関する調査報告書』平成 27 年 3 月三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社、62 ページ
<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27-kigyou-jittai-chousa-all.pdf> 平成 28 年 12 月 26 日

表3 Certified B Corps と Benefit Corporations

相違		
重要な点	Certified B Corporations	Benefit Corporations
説明責任	取締役はあらゆる利害関係者への影響を考慮することを求められる。	同様
透明性	第三者基準による社会的・環境的評価の公開報告書の発行の義務	同様*
成果	B インパクト・アセスメントで最低限の立証されたスコアを達成しなければならない。	自主的な報告
	更新基準で2年ごとに再認証されることが求められる。	
利用可能性	企業構造や設立した国・州に関わらずあらゆる企業が利用できる。	米国30州とD.C.の企業のみ利用できる。
費用	B Lab の認証費用は、収入に基づき年間500ドルから50,000ドルである。	州への申請費用は70ドルから200ドル。
B Lab の役割	団体を認証し、501c3を支援し、Certified B Corporation のロゴ、サービスの一覧、B Corps 間の実践の活発なコミュニティへのアクセスを提供する	モデルとなる法制化、通過と利用の働きかけを進展させ、透明性の要求に適合する無料の報告ツールを提供する；監督の役割はない。
* デラウェア州のbenefit corps は公的なもしくは第三者基準の報告は求めない。		
** オレゴン州とメリーランド州はbenefit LLCの選択肢がある。		

出所 <https://www.bcorporation.net/what-are-b-corps/certified-b-corps-and-benefit-corporations>
より訳出。2016年11月20日アクセス

〔注〕

- 1) 非営利組織には①サービスを行う諸機関に財源を配分するために存在する資金供給機関ないし資金調達仲介機関、②主に組織と直接関係のある会員に財もしくはサービスを供給するために存在する会員奉仕組織、③他人に奉仕し、困窮者に財やサービスを提供したり、社会福祉全般に貢献するために存在する公益組織、④宗教団体などの諸団体の4種類のカテゴリーがあるとされる。Salamon (1995), p.54 (邦訳, 62-63 ページ)
- 2) Porter and Kramer (2011)
- 3) Prahalad, C.K. (2009)
- 4) 経済産業省、「海外における社会的企業についての制度等に関する調査報告書」平成27年3月, http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000135.pdf 2016年11月21日アクセス
- 5) 谷本 (2006) 詳細は4-5 ページを参照。
- 6) 内閣府委託調査『我が国における社会的企業の活動規模に関する調査』平成27年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/kigyoushouhoukouku.pdf> 2017年1月12日アクセス
- 7) 谷本 (2006), 7 ページ
- 8) 注6, 31 ページ
- 9) 社会的企業の基準をより厳しくした場合は、「英国の「とてもよく当てはまる (very good fit)」基準を参考に、②「事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である」と③「利益は、出資や株主への配当ではなく、主として事業に再投資

する」で、「よく当てはまる」と回答した事業者のみ（「あてはまる」を条件から除外）を社会的企業と位置付けたときの推計結果」である。注6, 61 ページ

- 10) 注6, 1 ページ
- 11) 内閣府 NPO ホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni> 2016年12月24日アクセス
- 12) 内閣府 NPO ホームページ
https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/kiso_katudou_hensen.pdf 2016年12月24日アクセス
- 13) 認定法人は、認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)によって、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置を受けられる。内閣府 NPO ホームページ, 認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)の概要 <https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido> 2016年12月26日アクセス
- 14) Rawhouser, et al. (2015), P.15
- 15) Waddock & McIntosh (2011), P.319
第4部門とは社会的・環境的目的に企業のアプローチを混合させた組織であり、詳細については以下を参照。<http://www.fourthsector.net/learn> 2016年12月12日アクセス
- 16) 有名なM.フリードマンの主張としては、以下を参照。Milton Friedman, “*Capitalism and Freedom*” 1962, (熊谷尚夫他共訳『資本主義と自由』マグローヒル好学社昭和50年) および “Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits”. *The New York Times*, Sunday, Sept, 13, 1970 (土屋守章訳 中央公論, 昭和49年秋季特別号)
- 17) *Dodge v Ford Motor Co.*, 170 N.W 668 (Mich. 1919)
- 18) *A. P. Smith Manufacturing Co. v. Barlow*, 98 A.2d 581 (N. J. 1953)
- 19) Hiller (2013), P.288
- 20) Hiller (2013), P.289
- 21) 高橋 (2016a), 260 ページ
- 22) Hiller (2013), 高橋 (2016a) を参照。
- 23) Page and Katz (2010), pp.224-226
- 24) Hiller (2013), P.287
- 25) <http://benefitcorp.net/policymakers/state-by-state-status> 2016年11月21日アクセス
- 26) <http://www.bcorporation.net/> 2016年11月15日アクセス
- 27) <https://www.bcorporation.net/b-corp-community> 2016年11月21日アクセス
- 28) Rawhouser, et al. (2015), P.17
- 29) Rawhouser et al. (2015), P.24
- 30) Hiller (2013), P.297
- 31) https://www.bcorporation.net/community/find-a-b-corp?search=&=Search+Companies&field_industry=&field_city=&field_state=&field_country=Japan 12月24日アクセス
- 32) 許伸江 (2015)

- 33) SRIの規模は米国は、2012年\$3,740, 2014年\$6,572, 日本を含むアジア地域は2012年\$40, 2014年\$53 (いずれも billions) である。2014 Global Sustainable Investment Review, http://www.ussif.org/Files/Publications/GSIA_Review.pdf#search=%27Global+Sustainable+Investment+Review%27 平成29年1月12日アクセス, 近年では、SRI投資ではなく「サステナブル投資」として、「責任ある機関投資家」の諸原則いわゆる「日本版ステワードシップ・コード」の制定をはじめとする様々な施策により拡大傾向にあることが報告されている。詳しくはNPO法人日本サステナブル投資フォーラム『サステナブル投資残高調査2016』を参照。
- 34) 高橋(2016a),271ページ
- 35) 許伸江(2015)
- 36) 許伸江(2015),216ページ
- 37) Danone, 2015年12月7日プレスリリース
http://www.danone.com/uploads/tx_bidanonepublications/Danone_B_corp_EN.pdf
2016年11月24日アクセス

〔主要参考文献〕

- [1] Andre', R. (2012) Assessing the Accountability of the Benefit Corporation: Will This New Gray Sector Organization Enhance Corporate Social Responsibility? , *Journal of Business Ethics*,110:133-150
- [2] Austin, J. E. and Leonard, Herman B. "Dutch" (2008) Can the Virtuous Mouse and the Wealthy Elephant Live Happily Ever After? *CMR*, Fall, Vol. 51 Issue 1,77-102
- [3] Bower, J. L. and H. B. Leonard, L. S. Paine, (2011) *Capitalism at Risk: Rethinking the Role of Business*, Harvard Business Review Press, (峯村利哉訳, 『ハーバードが教える10年後に生き残る会社, 消える会社』株式会社徳間書店, 2013年)
- [4] Davis ,K. and Blomstrom ,R. L. (1971), *Business, Society, and Environment: Social Power and Social Response*, McGraw-Hill Book Company
- [5] Epstein, E.M. (1989) Business Ethics, Corporate Good Citizenship and the Corporate Social Policy Process: A View from the United States" *Journal of Business Ethics*, No.8 (中村瑞穂他訳『企業倫理と経営社会政策過程』文真堂, 1996年)
- [6] Haigh, Nardia, Elena Dowin Kennedy, and John Walker, (2015), Hybrid Organizations as Shape-Shifters: Altering Legal Structure For Strategic Gain, *CRM*, Vol.57 , No3 Spring 59-82
- [7] Haymore, S. J. (2011). Public (ly oriented) Companies: B Corporations and the Delaware Stakeholder Provision Dilemma. *Vanderbilt Law Review*, 64, 1311-1346.
- [8] Hiller, J. S. (2013) The Benefit Corporation and Corporate Social Responsibility, *Journal of Business Ethics*,118,287-301
- [9] Honeyman, R. (2014) *The B Corp Handbook: How to Use Business As a Force for Good*, Berrett-Koehler Pub
- [10] Neubauer, K. A. (2016) Benefit Corporations: Providing A New Shield for Corporations With Ideals Beyond Profits, *Journal of Business & Technology Law*, Vol.11, No.1 109-129

- [11] Page, A. and Katz, R. A. (2010) Freezing Out Ben & Jerry: Corporate Law and the Sale of a Social Enterprise Icon, *Vermont Law Review*, Vol. 35 211-250
- [12] Porter, Michael E. and Kramer, Mark R. (2011) “Creating Shared Value”, *HBR*. Jan/Feb, Vol. 89 Issue 1/2, (邦訳, 『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネ・スレビュー』, 2011年6月号)
- [13] Prahalad, C.K. (2009) *Fortune at the Bottom of the Pyramid*, Revised and Updated 5th Anniversary Edition, The: Eradicating Poverty Through Profits, Pearson Prentice Hall, (スカイライト コンサルティング訳(2010)『ネクスト・マーケット[増補改訂版]——「貧困層」を「顧客」に変える次世代ビジネス戦略』英治出版)
- [14] Rawhouser, H. and M. Cummings, A. Crane, (2015) Benefit Corporation Legislation and the Emergence of a Social Hybrid Category, *CMR*, Vol.57, No.3, Spring, 13-35
- [15] Sabetti, Heerad (2011) The For-Benefit Enterprise, *HBR*, Nov, Vol. 89 Issue 11, 98-104 (邦訳「社会目的と経済価値を同時に追求する『共益企業』とは何か」Diamond Harvard Business Review, March, 2012)
- [16] Salamon, Lester M. (1995) *Partners in Public Service*, The John Hopkins University Press (三上哲監訳『NPO と公共サービス－政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房, 2009年)
- [17] Stecker, Michelle J. (2016) Awash in a Sea of Confusion: Benefit Corporations, Social Enterprise, and the Fear of “Greenwashing”, *Journal of Economic Issues*, Vol. L No. 2 June, 373-381
- [18] Waddock, S. & McIntosh, M. (2010), Business Unusual: Corporate Responsibility in a 2.0 World. *Business & Society Review*, Autumn, Vol. 116 Issue 3, 303-330
- [19] Waddock, S. (2008), The Development of Corporate Responsibility/Corporate Citizenship, *Organization Management Journal*, 5
- [20] 経済産業省, 「海外における社会的企業についての制度等に関する調査報告書」平成27年3月, http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000135.pdf 2016年11月21日アクセス
- [21] 許伸江 (2015) 「ソーシャル・エンタープライズにおける組織形態の多様化」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第19号, 206-220 ページ
- [22] 高田馨 (1989) 『経営の倫理と責任』千倉書房
- [23] 高橋 真弓 (2016a) 「営利法人形態による社会的企業の法的課題(1) 英米におけるハイブリッド型法人の検討と日本法への示唆」『一橋法学』 15(2), 237-288 ページ
- [24] 高橋 真弓 (2016b) 「営利法人形態による社会的企業の法的課題(2・完) 英米におけるハイブリッド型法人の検討と日本法への示唆」『一橋法学』 15(3), 19-73 ページ
- [25] 谷本寛治編著 (2006) 「ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭」中央経済社
- [26] 鈴木由紀子 (2010) 「CSR の課題：社会的パフォーマンスの検討を通じて」『商学集志』第80巻第1号, 43-59 ページ
- [27] 鈴木由紀子 (2005) 「企業の社会的責任に関する一考察」『三田商学研究』第48巻1号, 187-197 ページ

- [28] 藤田祥子(2016)「B コーポレーション及びベネフィット・コーポレーション」『拓殖大学経営管理研究』第107号, 51-72 ページ
- [29] 藤原隆信(2013)「社会的企業の形態とベネフィット・コーポレーション」『京都経済短期大学論集』20(特別号), 127-137 ページ

Abstract

Recently, besides international organizations and other public administrations, business corporations also have been expected to take the initiative of creating a better world and society. Some big companies attempted to respond this request of creating a better society and solving various types of social issues through corporate social responsibility (CSR).

Social enterprises are generally those organizations that strive to solve social issues. Legally speaking, they can be non-profit and for-profit organizations.

The former is, however, financially unsure and restricted in its business expansion; the latter faces a difficulty regarding the extent to which it could perform CSR from the point of view of shareholder priority discipline.

To overcome such problems, hybrid-form enterprises are attracting attention in the U.S. and Europe in recent years. Their primary aim is to make profits while solving social issues.

This study especially focuses on Benefit Corporation (BC), which is one of the hybrid-form enterprises created in the U.S.

It is divided into two types. The first type is stipulated by each state law and the second type is termed Certified B Corporation. The latter is certified by a non-profit private organization, B Lab.

After clarifying the background regarding the necessity of BC, the current situation and issues with it are examined. This study also examined the implications of business enterprises struggling to solve different social issues in Japan.